

決議 12.5 (CoP16 で改正) * [仮訳]

トラ並びに附属書 I に掲げる他のアジア産大型ネコ科動物の種の保護および取引

「トラの保護および取引」に関し、第 11 回締約国会議（ギギリ、2000 年）で採択された決議 11.5 を想起し、

トラ並びに他のアジア産大型ネコ科動物の種（ユキヒョウ *Uncia uncia*、ウンピョウ *Neofelis nebulosa*、ヒョウ *Panthera pardus* のアジアに生息する全亜種、アジアライオン *Panthera leo persica*）の野生個体群が密猟とかく乱、断片化、破壊による生息地の消失との総合的影響によって脅かされていることに留意し、

トラ並びに他のアジア産大型ネコ科動物種が附属書 I に掲げられ、アジア産大型ネコ科動物種およびその部分およびに派生物の商業的国際取引が 1975 年以来（アジアライオンとアムールトラ *Panthera tigris altaica* は例外で、それぞれ 1977 年と 1987 年に追加された）、条約によって禁じられていることを意識し、

トラ *Panthera tigris* の 3 亜種が過去 50 年以内に絶滅したことを自覚し、かつ、アジア産大型ネコ科動物種が附属書 I に掲げられているにもかかわらず、それらのほぼ全種の標本の違法取引が増加し、野生でのそれらの長期的存続を一層脅かしていることに憂慮しつつ留意し、

トラ並びに他のアジア産大型ネコ科動物種の部分およびに派生物を含む医薬品および製品の使用が世界中の多数の国で続いており、かつ、それらの種の一部の骨は伝統薬の取引体系においてトラの骨の代替品として利用できることを憂慮し、

ある程度の改善はあったものの、トラ並びに他のアジア産大型ネコ科動物種の皮の取引は密猟を助長し続けており、それが野生での絶滅につながる可能性があることをさらに憂慮し、

常設委員会が条約の全締約国および非締約国に対し、トラおよびトラの部分およびに派生物の違法取引を停止するために必要な措置を講じるよう呼びかけたことに留意し、

トラの標本の違法取引と取り組むため、および他の締約国との協力を促進するために、一部の生息国並びに消費国が講じた積極的対策を推奨し、だが、附属書 I のアジア産大型ネコ全種の標本の違法取引と取り組むための措置が必要であることに留意し、

トラ並びに他のアジア産大型ネコ科動物の違法捕殺およびそれらの標本の違法取引の陰にある誘引となる

力は地域によって異なり、生きた標本、部分および派生物の販売による経済的利益、アジア産大型ネコ科動物の生息

地に住む人々の保護、捕食からの家畜の保護または捕食に対する対策を含む場合があることを自覚し、

生息国と非生息国との技術協力の補強および財政支援が、トラ並びに他のアジア産大型ネコ科動物の種のさらに有効なトラの保護に寄与することを認識し、

一部の生息国並びに消費国において政治的公約、財源、専門知識を強化することにより、トラの違法捕殺およびその部分およびに派生物の取引の規制と生息地の保護を大幅に改善できることを認め、

CITES トラ法執行タスクフォースを通じて成された進歩、および 2009 年の第 2 回 CITES 法執行専門家グループ会議の結果を認め、および、保護問題の原因は他のアジア産大型ネコ科動物の種にも関連する可能性があること、かつ、トラ標本の違法取引を削減するための解決策は、それらの種にも役立つよう適用できることに留意し、

ユキヒョウ・ネットワークおよびグローバル・タイガー・フォーラムのメンバーの活動および報告をさらに認め、野生におけるそれらの種の長期的存続に対する脅威およびそれらの脅威と取り組むために推奨される措置を検討し、

野生生物犯罪と闘う国際コンソーシアム (ICCWC) の設立を歓迎し、

日常的に自然資源を守るために行動する国内野生生物法執行機関および小地域並びに地域ネットワークに対し、協調支援をもたらす上で ICCWC が果たす重要な役割を意識し、

すべての関係者に対し、2012 年 2 月 14 日にタイのバンコクで開催された ICCWC の「警察・税関責任者向けトラ犯罪セミナー」の最終報告書に留意するよう奨励し、

トラ並びにその他の附属書 I アジア産大型ネコ科動物の保全を目的とする措置の施行における進歩に関し、詳細な報告書の定期的な提供を怠ることが、講じた措置の効果を十分に評価することを妨げてきたことを憂慮し、

トラ並びに他のアジア産大型ネコ科動物種およびそ

* 第 15 回および第 16 回締約国会議で改正。

これらの生息地の保護、保護および管理に対する長期的解決策として、確実な情報基盤に基づく大胆かつ革新的処置が必要であることも認識し、

条約締約国会議は

次のとおりに促す。

- a) 全締約国並びに非締約国、特にアジア産大型ネコ科動物種の生息国並びに消費国が緊急に、保護地域内外および野生生物市場や店舗などの部分および派生物の小売店における取引の規制に対して責任を持つ様々な政府機関の管理責任を明瞭に定義した包括的な法律並びに執行上の規制を採用する。
- b) トラ並びに他のアジア産大型ネコ科動物種、およびそれらの部分および派生物、またはそれらを含むと表記されたり、称されている製品の標本の国際取引を禁じる法律の改善を目指すすべての締約国が、そのような法律を採用し、違法取引を抑止するために十分な罰則を盛り込み、かつ、決議 9.6 (CoP16 で改正) に規定された部分、派生物並びに製品の国内取引を自発的に禁止するなど、CITES の実施を促進する国内措置の導入を考慮する。
- c) 全締約国、特に生息国および消費国が、革新的な執行手法を導入し、優先的に、重要な国境地域における執行活動を強化し、地域執行ネットワークを整備するか、またはその施行を改善する。
- d) 全生息国および他の関連締約国は、アジア産大型ネコ科動物違法取引に関係する情報を記録するためのシステムを実施し、調整のとれた捜査および執行を確実に行うために、適当と思われる場合は、この情報を共有する。
- e) 全生息国は、法執行部およびその人員が、密猟取締活動、機密情報の収集および使用、違反者の絞り込み、野生生物犯罪捜査技術、証拠の収集、機関間の連携および協力、起訴のための事実記載書作成において、関連性があり有効な支援を受けることを求めるものとし、
- f) 締約国は、生息国がこの決議施行を遵守し、能力強化、保全措置の改善、持続可能な生計を強化できるよう、資金および技術援助を行い、アジア産大型ネコ科動物の保全に貢献する。
- g) 領土内においてトラ並びに他のアジア産大型ネコ科動物種を飼育下で繁殖している締約国並びに非締約国は、部分および派生物がそれらの施設から、

またはそれらを通じ、違法に取引されることを防ぐため、十分な管理業務並びに規制を設けるように確実にする。

- h) 領土内においてトラ並びに他のアジア産大型ネコ科動物種の部分および派生物の在庫（トラの骨の在庫など）が存在するが、条約適用前に取得した標本は存在しない締約国並びに非締約国は、そのような在庫を統合した上で十分な管理を確約し、可能な場合は、教育並びに科学的目的での使用を除き、同在庫を破棄する。
- i) トラ並びに他のアジア産大型ネコ種の生息国並びに非生息国は、グローバル・タイガー・フォーラム、ユキヒョウ・ネットワーク、CITES トラ法執行タスクフォース、グローバル・タイガー・イニシアティブなどの国際保全計画を支持し、かつ、それらに参加する。
- j) すべての生息国並びに消費国で非締約国は、トラ並びに他のアジア産大型ネコ科動物種の部分および派生物の国際取引の規制を改善するため、可能な限り早急に、条約に加盟する。

次の通り事務局に指示する。

- a) この決議および関連する決定に遵守するために講じられる措置に関して生息国から提供される情報、および関連性のある国から提供される追加情報を用いて、野生のアジア産大型ネコ科動物の生息状況、それらの保全、締約国に導入された取引規制に関し、常設委員会および締約国会議に報告し、
- b) ICCWC のパートナーと協力し、アジア産大型ネコ科種の違法取引の深刻な性質と影響に関し、法執行関係者の意識の向上を推進し、それらの種に関係する犯罪の摘発、捜査、起訴における協力と分野横断的取り組みを改善する。

次のとおりに勧告する。

- a) トラ並びに他のアジア産大型ネコ科動物の生息国は、アジア産大型ネコ科動物種の違法捕殺および取引を取り締まるために、密猟取締りチームおよび法執行部隊を設立し、かつ有効に資源を供給すること、および違法捕殺および取引を取り締まるために、関連法執行機関の間で情報を共有することを確実にする。
- b) トラ並びに他のアジア産大型ネコ科動物種の生息国は、アジア産大型ネコ科動物、それらの獲物並びに生息地の生態系と文化における重要性並びにエコシステムにおける重要性に関し、都市と地

- 方の地域 社会およびその他の対象集団に向けた適切な教育並びに意識向上キャンペーンを実施する。
- c) すべての生息国並びに消費国は、法執行、検察並びに司法当局の間で野生生物犯罪および違法野生生物取引に関する意識を向上させるための措置を講じる。
- d) トラ並びに他のアジア産大型ネコ科動物種の生息国並びに消費国の法執行機関は、アジア産大型ネコ科動物種の標本の違法国際取引のより有効な規制を達成するために、特に共有する野生生物種並びに共通の国境を持つ保護されている生息地の管理に関し、協力的な二国間並びに多国間の取り決めを定める。
- e) 締約国並びに非締約国は CITES 事務局からの技術援助を受け、また、利用可能な場合は、それに関心を持つ政府並びに団体からの財政支援を受け、生きた標本や部分および派生物の取引の規模、密輸の経路および方法、最終的な消費者市場を含め、アジア産大型ネコ科動物種の標本の違法な越境移動に伴う法執行の必要性に関する地域ワークショップを開催する。
- f) アジア産大型ネコ科動物種の生息国は必要に応じてこれらの種の違法捕殺の背後にある動機を調べる研究を実施し、かつ、その動機と取り組むための適切な措置を勧告する。
- 次のとおりに要請する。
- a) 関連する専門知識を有する国並びに団体は、アジア産大型ネコ科動物の部分および派生物の検出並びに正確な識別を支援するための実用的な識別マニュアルの作成にあたり、緊急に生息国並びに消

- 費国を奨励かつ支援する。
- b) 生物学並びに分布に関するデータは条約の実施に不可欠であるため、コンピュータ・データベース並びに地図作成、さらにその他の必要な保護管理技法を開発するために、資金提供国は社会基盤並びに専門知識提供のための資金を援助する。トラ並びに他のアジア産大型ネコ科動物種の標本の消費国に対し、次のとおりに勧告する。
- a) 伝統医療社会並びに業界と協力し、アジア産大型ネコ科動物の部分および派生物の使用を徐々に削減し、最終的に全廃するための戦略を立案、実施する。
- b) 必要かつ適切な場合、附属書 I に掲げるアジア産大型ネコ科動物の部分および派生物を薬局方から除外し、他の野生種を脅かさず容認できる代替品を掲載し、かつ、附属書 I のアジア産大型ネコ科動物から派生する物質の使用を全廃し、適切な代替物質の採用を促進するために、業界並びに利用者のグループを教育するプログラムを導入する。
- c) トロフィー、装飾品、衣料品または他の素材を生産するためのアジア産大型ネコ科動物の皮の違法取引並びに使用を全廃するために、適切な教育並びに意識向上キャンペーンを実施する。
- 全政府並びに政府間組織、国際援助機関並びに非政府組織に対し、アジア産大型ネコ科動物種の標本の違法取引を停止し、野生でのアジア産大型ネコ科動物種の長期的存続を確保するための資金その他の援助を緊急に提供するよう呼びかける。
- 決議 11.5 (ギギリ、2000 年) — 「トラの保護および取引」を廃棄する。 ■